

国民健康保険の方へのお知らせ

▶70歳～74歳の方

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方には、健康保険証と高齢受給者証が一体化した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」(被保険者証兼高齢証)を送付します。医療費の負担割合が所得等の状況に応じて2割または3割となりますので、被保険者証兼高齢証に記載の負担割合をご確認ください。

▶社会保険等に加入された方

現在、社会保険等に加入しているにもかかわらず健康保険証が届いた方は、国民健康保険の脱退手続きが必要です。詳しい手続き方法については、町公式ホームページでご確認ください。

後期高齢者医療制度の方へのお知らせ

令和6年度の後期高齢者医療保険料の納入通知書、または特別徴収額決定通知書を7月中旬に発送します。ご自身の納付方法や保険料額等をご確認いただき、納期限内の納付をお願いします。

▶保険料の納め方

保険料の納め方は、原則として特別徴収(年金からの天引き)となりますが、普通徴収(納付書または口座振替による納付)となる場合もあります。

普通徴収の対象となる方

次のいずれかに該当する方

○年金が年額18万円未満の方

○1回当たりに納める保険料額(介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額)が、年金の1回当たりの受取額の半分以上を超える方

○特別徴収から普通徴収への変更手続きをされた方

○後期高齢者医療に加入して一定期間が経過するまでの方

○特別徴収が中止となった方(転入・転出をした、保険料に減額があった等)

○特別徴収の方で、保険料が年度途中で増額となった方等

※納付書が届いた場合、納期限までに金融機関等で納付してください。口座振替を希望する方は、金融機関で手続きが必要です(原則、手続きの翌月末から開始)。

※同年度で特別徴収と普通徴収の両方が該当する場合、普通徴収分は納期限内の納付をお願いします。

※特別徴収から普通徴収に変更したい場合は、早めに町民課へお問い合わせください。

▶保険料の軽減措置について

均等割額の軽減措置

同一世帯内の被保険者および世帯主の令和5年中の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合には均等割額が軽減されます。

軽減判定基準 (<u>部分は年金・給与所得者の数が 2人以上の場合に計算</u>)	均等割額 軽減割合
43万円+〔10万円×(年金・給与所得者の数-1)〕	7割
43万円+29.5万円×(世帯の被保険者数) +〔10万円×(年金・給与所得者の数-1)〕	5割
43万円+54.5万円×(世帯の被保険者数) +〔10万円×(年金・給与所得者の数-1)〕	2割

被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置

後期高齢者医療制度に加入した日の前日に、被用者保険の被扶養者であった方は、制度加入後2年を経過する月まで均等割額と所得割額が軽減されます。

均等割額	5割軽減(後期高齢者医療制度に加入してから2年を経過する月まで) ※均等割額軽減割合が7割に該当する場合、7割軽減が優先されます。
所得割額	かかりません(負担なし)

▶医療費通知について

令和6年度より、後期高齢者医療に係る医療費通知の発送回数が年2回(12月・翌年2月)となります。また、マイナ保険証利用により、マイナポータルで医療費通知情報を取得することが可能です。前々月診療分までの情報が閲覧可能となっていますのでご利用ください。

国民健康保険・後期高齢者医療に加入の皆さんへ

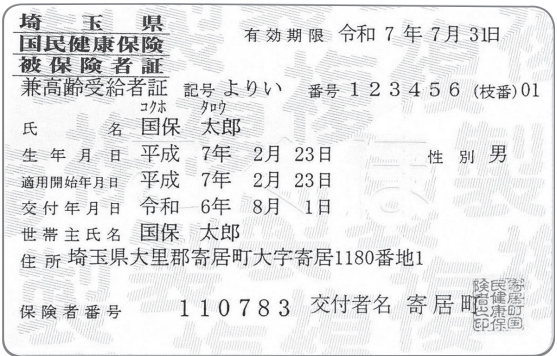
現在交付している健康保険証の有効期限は、7月31日までとなっています。8月から有効の新しい健康保険証は、7月に特定記録郵便で送付します。

新しい健康保険証が届きましたら記載内容をご確認のうえ、8月1日から使用してください。現在の健康保険証は、8月1日以降使用できませんので、ご自身で確実に処分してください。

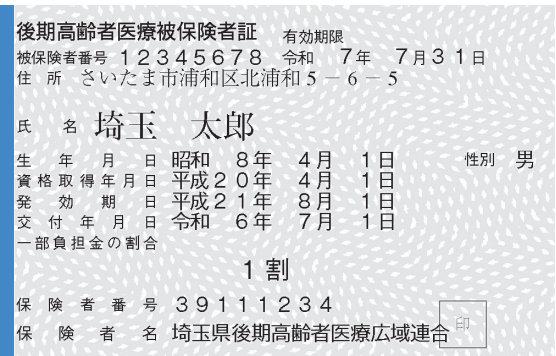
☎町民課(☎581・2121内線111～115)

▶新しい健康保険証の有効期限/ **8月1日**～令和**7年7月31日**

▶新しい健康保険証のサンプル



国民健康保険(ピンク色)



後期高齢者医療制度(左端の線が青色)

12月から健康保険証はマイナンバーカードに！

医療機関や薬局の窓口において、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになったことに伴い、健康保険証はマイナンバーカードへ一本化(マイナ保険証)され、令和6年12月2日から新たに健康保険証を発行することはなくなります。ただし、今回交付する健康保険証は有効期限の令和7年7月31日まで使用できます(有効期限が令和7年7月31日以前となっている場合は記載日まで有効)。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、ご自身で事前登録をする必要があります。詳しい手続き方法については、国のマイナポータルサイトでご確認ください。なお、事前登録について支援が必要な方は、町民課で行っています。事前登録は令和7年7月31日までをお願いします。



限度額適用認定証の更新申請について

医療費が高額になると見込まれる場合、マイナ保険証を利用するか限度額適用認定証を医療機関の窓口に提示すると、1カ月(月単位)の医療費が、自己負担限度額までの支払いとなります。限度額は、世帯の所得状況に応じて決定されます。なお、限度額適用認定証は申請した月の初日から有効となります。月をさかのぼって発行することはできませんのでご注意ください。現在交付している「限度額適用認定証(または限度額適用・標準負担額減額認定証)」(以下、認定証)の有効期限は7月31日までとなっています。継続して交付を希望する方は、町民課で申請してください。

▶更新申請時に持参するもの

- 健康保険証 ○マイナンバーが確認できるもの
- 来庁する方の本人確認書類(運転免許証等)

※別世帯の方が申請する場合は委任状が必要です。

▶更新申請が不要な方

次の①～④のいずれかに該当する方は認定証の更新申請は必要ありません。

- ①マイナ保険証を利用して、医療機関を受診される方
- ②後期高齢者医療制度に加入しており、既に認定証をお持ちの方
(引き続き該当となる方には、7月中旬に8月から有効のものを送付します)
- ③70歳以上の国民健康保険に加入している方で、住民税課税世帯で課税所得が145万円未満の方
- ④70歳以上の国民健康保険に加入している方で、住民税課税世帯で課税所得が690万円以上の方

※国民健康保険加入中の方は国保税に滞納があると、認定証が交付できない場合があります。